事例No.	188
公表年度	H29
団体の属性	一般市
団体名	秋田県由利本荘市

事例区分	公営企業

タグ	・下水道事業 ・歳入確保 ・（公会計）業務の効率化

事例種類	その他

事例内容・タイトル

市町村合併に伴う使用料の統一

出典

経営戦略策定ガイドライン（下水道事業・先進的取組事例集）

1. 使用料改定

事例2

○ 事例名等

事例名	市町村合併に伴う使用料の統一
団体名	秋田県 由利本荘市
事業名	公共（非適）・特環（非適）・ 農集（非適）・漁集（非適）・ 簡排（非適）・小排（非適）・ 特排（非適）・個別（非適）

○ 人口・面積・密度

規模データ	人口 人	面積 ha	密度 人/ha
行政区域内	81,399	120,960	0.7
処理区域内（公共）	21,546	581	37.1
処理区域内（特環）	13,320	622	21.4
処理区域内（農集）	23,756	1,469	16.2
処理区域内（漁集）	1,454	67	21.7
処理区域内（簡排）	182	22	8.3
処理区域内（小排）	95	17	5.6
処理区域内（特排）	456	1	456.0
処理区域内（個別）	128	4	32.0

1. 背景等

①取組の背景（きっかけ）

平成17年3月22日、1市7町が合併し由利本荘市となった際の合併協議において、「下水道使用料は平成23年度頃を目途に統一」とする方針が示された。

また、使用者負担の公平性と一般会計からの繰入金を縮減するとともに安定した財源を確保するため、平成20年度より下水道使用料の見直しについて検討することとなった。

この結果、これまで旧市町において、ばらつきがあった下水道・集落排水施設等の使用料体系を見直し、平成23年度から2年間の激変緩和措置を経て、平成25年度から統一使用料とした。

2. 内容、効果額等

①改定内容

（改定前）
・使用料体系表

別紙参照

・一般家庭用使用料（月20㎥あたり）
2,310円 ／月

改定率
11.91%

（改定後）
・使用料体系表

別紙参照

・一般家庭用使用料（月20㎥あたり）
3,200円 ／月

②効果額

（改定前）
・使用料収入
511,498千円

（改定後）
・使用料収入
531,806千円

3. 検討過程等

①スケジュール

H20.6月	「下水道事業経営委員会設置要綱」制定
H20.7月～H22.4月	「庁内経営委員会」開催
H21.11月	「市議会全員協議会」へ使用料改定概要説明
H22.6月～H22.8月	「各地域協議会等への使用料改定説明会」実施
H22.5月	「市議会全員協議会」へ使用料改定（案）説明
H22.9月	市議会9月定例会にて条例改正（案）可決

②住民・議会への説明

・使用料改定の理由、事業単位・地域単位毎の使用料比較等の提示（H21.11月～H22.8月）

4. 今後の課題・考慮すべき点

生活に直接影響のある使用料改定については、より一層の情報公開に努め、市民に対する説明責任を果たすべきものと考える。

（改定前）
・使用料体系表

別　紙

①下水道料金表

消費税込み（単位：円/月）

種別	使用区分	使用量(㎥)	本荘（公共）	矢島	岩城	由利	大内	東由利	西目	鳥海
一般	基本使用料（定額）	～5	1,260	1,785	1,330	1,470	1,450	1,890	735	1,470
		～10								
	超過使用料（1㎥あたり）	11～20	136.5							
		21～30	147	189	135	157.5	145	189	157.5	157.5
		31～40								
		41～50								
		51～100	168							
		101～	189	210	145				178.5	
浴場	基本使用料	～10	1,260	－	－	－	－	－	1,522.5	－
	超過使用料	11～	63	－	－	－	－	－	84	－
集会所等	基本使用料	～10	－	－	－	735	－	－	－	－
	超過使用料	11～	－	－	－	157.5	－	－	－	－
神社等	基本使用料	～2	－	－	－	294	－	－	－	－
	超過使用料	3～	－	－	－	157.5	－	－	－	－
屋内プール	基本使用料	～10	－	－	－	－	－	－	1,522.5	－
公衆用トイレ	超過使用料	11～	－	－	－	－	－	－	84	－

種別	使用区分	本荘（農集・漁集・特排・個排）
一般（公民館等含）	基本使用料	1,711.5
	1人当たり	378
営業用	基本使用料	3,150
	1人当たり	378
その他（学校等）	基本使用料	10,500
	1人当たり	378

②メーター使用料金表

消費税込み（単位：円/月）

メーター（1個1箇所につき）	口径	本荘	矢島	岩城	由利	大内	東由利	西目	鳥海
（注）下水控除等に伴うメーターを設置している者に限る。	13ミリ	－	120	100	－	－	80	－	－
	20ミリ	－	240	200	－	－	150	－	－
	25ミリ	－	360	300	－	－	160	－	－
	30ミリ	－	480	－	－	－	250	－	－
	40ミリ	－	600	400	－	－	290	－	－
	50ミリ	－	1,800	1,000	－	－	1,400	－	－
	75ミリ	－	3,000	2,500	－	－	－	－	－
	100ミリ	－	3,600	3,000	－	－	－	－	－

・一般家庭用使用料（月20㎥あたり）
2,310円 ／月

改定率
11.91%

（改定後）
・使用料体系表

区分			月額使用料
基本料金			500
従量料金（汚水量1㎥あたり）	汚水量	～10	120
		11～20	150
		21～50	170
		51～100	190
		101～	210
メーター使用料（1個につき）	口径	13㎜	100
		20㎜	200
		25㎜	280
		30㎜	370
		40㎜	430
		50㎜	1,400
		75㎜	2,750
		100㎜	3,300

※メーター使用料は、下水道使用料算定のために市が貸与している場合に限る。

・一般家庭用使用料（月20㎥あたり）
3,200円 ／月